

介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ 法人名	シャカイフクシホウジン コウベチュウオウフクシカイ 社会福祉法人 神戸中央福祉会		
法人所在地	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目1番16号		
フリガナ 書類作成担当者	カワグチ ケイコ 川口 恵子		
連絡先	電話番号	078-367-3780	E-mail yamatesakuraen@krd.biglobe.ne.jp

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計	
① 令和6年度の加算額	(a) 85,627,401 円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b) 1,232,808 円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の額	(c) 円
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d) 85,627,401 円 ←
③ 令和6年度の賃金改善額 (②の額以上となること)	(e) 87,753,183 円 ←

令和5年度と比較した令和6年度の増加分	
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額 (繰越分を除く。)(b - c)	(f) 1,232,808 円 ←
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額 (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当 の一一律の引上げ)によるもの)	(g) 32,664,038 円 ←
⑥ 令和6年度に⑤を原資として行う新たな賃金改善額 (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当 の一一律の引上げ)によるもの)	(h) ←
⑦ 令和6年度に⑥を原資として行う新たな賃金改善額 (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当 の一一律の引上げ)によるもの)	(i) ←

【記入上の注意】

- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + h の合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j) 453,208,536 円	←
(ア)令和6年度の賃金の総額	(k) 542,007,257 円	←
(イ)令和6年度の賃金改善額(再掲)	(l) 87,753,183 円	←
(ウ)令和6年4・5月分の処遇改善支援補助金 の総額	(m) 1,045,538 円	←
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除 いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(n) 426,924,778 円	←
(ア)令和5年度の賃金の総額	(o) 505,605,428 円	←
(イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(p) 51,868,104 円	←
(ウ)令和5年度の旧特定加算の総額	(q) 15,824,846 円	←
(エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(r) 9,942,161 円	←
(オ)令和6年2・3月分の処遇改善支援補助金 の総額	(s) 1,045,539 円	←

(力)令和5年度の各介護サービス事業者等の 独自の賃金改善額	(t)	円
-----------------------------------	-----	---

【記入上の注意】

- (o)には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (p)～(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。(m)・(s)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- ②力(t)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行つた場合にはその金額も含む。②力(t)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和5年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】 ※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算V(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

(2)月額賃金改善要件Ⅲ【旧ペア加算】※4・5月分のみ

【令和5年度にベースアップ等加算を算定していた場合】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったのと同等以上の賃金改善を行つたことを誓約すること

令和5年度もペア加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続しました。 ←○

【令和6年4月・5月に新規にベースアップ等加算を算定する場合】

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

① 他の会員登録者と連絡を取る。
会員登録した他の会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。

② 会員登録した会員登録者と連絡を取る。
会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。

③ 会員登録した会員登録者と連絡を取る。
会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。

(4)キャリアパス要件Ⅲ

計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

- ① キャリアパス要件Ⅲの記載内容を確認する。
会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。
- ② ①の記載内容と会員登録した会員登録者の記載内容を比較する。
会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。
- ③ ②の記載内容と会員登録した会員登録者の記載内容を比較する。
会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。

(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)

【新加算I・II・V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

キャリアパス要件IV 次のイとロ両方の基準を満たす。

旧特定加算I・IIの要件(4・5月)	⇒	(別紙様式3-2「キャリアパス要件IVについて」の欄から転記)
新加算I・II・V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定①」の期間について)	⇒	(別紙様式3-3「キャリアパス要件IVについて」の欄から転記)
新加算I・IIの要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定②(期中移行)」の期間について)	⇒	(別紙様式3-3「キャリアパス要件IVについて」の欄から転記)

- ① 会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。
- ② 会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。
- ③ 会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。
- ④ 会員登録した会員登録者と連絡を取ることで、会員登録した会員登録者から連絡される場合があることを確認している。

(6)職場環境等要件

【新加算I・II・V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定する】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施した事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容	該当
入職促進に向	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	

けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喫茶吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む身心の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(7)その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

--

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。

記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

また、令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充て、
万一期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。

令和 7 年 7 月 31 日 法人名 社会福祉法人 神戸中央福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 鄧 美千代

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 令和5年度と比較した令和6年度の増加分以上の新たな賃金改善を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことを誓約している	<input checked="" type="checkbox"/>

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行っていること 介護職員について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること その他の職種について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと	<input checked="" type="checkbox"/>

	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと	
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。	
(5) キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6) 職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	○

別紙様式3-2 個票(令和6年4・5月分)

提出先 神戸市

法人名	社会福祉法人 神戸中央福祉会
-----	----------------

旧処遇改善加算の加算額[円]	8,731,545 円
旧特定加算の加算額[円]	2,654,236 円
旧ベースアップ等加算の加算額[円]	1,673,357 円
うち、新規に算定する旧ベースアップ等加算の加算額[円]	0 円
(別紙様式3-1・3-2)に該当する 令和6年4月に算定した加算額[円] (日3加算の上位区分への移行によるもの)	0 円

【記入上の注意】

・本事業所は、計画書の「別紙様式2-2」に記載した事業所と一致しなければならない。

・事業所ごとの加算の総額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地	事業所の所在都道府県	市区町村	サービス名	旧処遇改善加算	旧特定加算	(参考)令和5年度		令和6年度(令和6年4・5月分)		旧ベースアップ等加算
								日処遇改善加算	日特定加算	日ベースアップ等加算	日特定加算	
1 2875101004	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑ショートステイ	介護福祉施設	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 2,752,014	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 895,059
2 2875101020	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑ショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 509,637	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 165,804
3 2875101020	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑デイサービス	(介護予防)短期入所生活介護	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 0	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 0
4 2875101012	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑デイサービス	通所介護	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 700,170	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 142,305
5 2875101012	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑デイサービス	通所型サービス(総合事業)	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 79,522	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 0
6 2870802077	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑	介護福祉施設	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 3,354,354	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 1,091,284
7 2870802093	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑	(介護予防)短期入所生活介護	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 588,724	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 191,485
8 2870802093	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑	(介護予防)短期入所生活介護	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 0	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 0
9 2870802085	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑	通所型サービス(総合事業)	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 657,006	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 133,598
10 2870802085	神戸市	兵庫県 神戸市	兵庫県 神戸市	山手さら苑	通所型サービス(総合事業)	処遇加算Ⅰ	ペア加算	処遇加算Ⅰ 90,116	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	特定期入所生活介護	ペア加算 0
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												

キャリアパス要件IVについて	賃金改善額が月額平均8万円以上となる者の数 (令和6年4・5月) 既定加算 賃金が生産額40万円以上で算出された事業所での 既定加算率・II・IIIの算定を届け出た事業所数 (返却入所・予防・総合事業での重複除外) 6
O	

別紙様式3-3 個票(令和6年6月以降分)

法人名 社会福祉法人 神戸中央福祉会

事業所番号	指定権者	事業所の所在地	サービス名	令和6年度の算定期間①				令和6年度の算定期間②(令和6年度内の区分変更後)			
				算定期間区分	算定期間内に増加した加算額[円]	月額賃金要件Ⅱ	月額賃金要件Ⅳ	新規に増加する日ベースアップ等相当の見込額[円]	新規に増加する日ベースアップ等相当の見込額[円]	月額賃金要件Ⅴ	月額賃金要件Ⅶ
1 2875101004	神戸市	兵庫県 神戸市	社会福祉法人神戸中央 福祉会 介護福祉施設	新加算Ⅰ	23,314,808	○	○	○	○	11	—
2 2875101020	神戸市	兵庫県 神戸市	山手さくら苑ショートステイ 山手さくら苑所生活介護	新加算Ⅰ	4,295,108	○	○	○	○	—	—
3 2875101020	神戸市	兵庫県 神戸市	山手さくら苑ショートステイ (介護予防)短期入所生 活介護	新加算Ⅰ	0	○	○	0	0	—	—
4 2875101012	神戸市	兵庫県 神戸市	山手さくら苑デイサービ スセンター 通所介護	新加算Ⅰ	5,197,836	○	○	○	0	564,982	—
5 2875101012	神戸市	兵庫県 神戸市	山手さくら苑デイサービ ス(総合事業)	新加算Ⅰ	581,858	○	○	○	63,245	—	—
6 2870802077	神戸市	兵庫県 神戸市	特別養護老人ホーム塙 屋さくら苑 塙屋さくら苑デイサービ スセンター 通所型サービス	新加算Ⅰ	31,603,779	○	○	12	—	—	—
7 2870802093	神戸市	兵庫県 神戸市	塙屋さくら苑ショートステイ (介護予防)短期入所生 活介護	新加算Ⅰ	2,012,728	○	○	○	—	—	—
8 2870802093	神戸市	兵庫県 神戸市	塙屋さくら苑ショートステイ (介護予防)短期入所生 活介護	新加算Ⅰ	0	○	○	0	—	—	—
9 2870802085	神戸市	兵庫県 神戸市	塙屋さくら苑デイサービ スセンター スセンター 通所型サービス	新加算Ⅰ	4,979,328	○	○	1	541,231	—	—
10 2870802085	神戸市	兵庫県 神戸市	塙屋さくら苑デイサービ スセンター スセンター 通所型サービス	新加算Ⅰ	582,818	○	○	63,350	—	—	—
11											
12											
13											
14											
15											
16											

キヤリアバス要件IVについて

「うち、新規に増加する旧ベースアッフ等加算相当の加算額[円]」	72,568,263 円
「別紙様式3-1・3-1に記載」	0 円
「令和6年度改定での加算額[円]」	1,232,808 円
「(令和6年度改定での加算額の引上げ及び新加算への移行によるもの)」	0

【記入上の注意】
 ・本事業所は、片画面書の「別紙様式2-3及び別紙様式2-4に記載した事業所と一致しない」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。
 ・事業所ごとの加算額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員等処遇改善加算額のお知らせ」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。

提出先 神戸市

福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ 法人名	シャカイフクシホウジンコウベチュウオウフクシカイ 社会福祉法人神戸中央福祉会		
法人所在地	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目1番16号		
フリガナ	カワグチ ケイコ		
書類作成担当者	川口 恵子		
連絡先	電話番号	078-367-3780	E-mail yamatesakuraen@krd.biglobe.ne.jp

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計		
① 令和6年度の加算額	(a) 113,468 円	
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b) 28,532 円	
ア うち、令和6年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の額	(c) 0 円	
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d) 113,468 円	←
③ 令和6年度の賃金改善額 (②の額以上となること)	(e) 113,468 円	←
令和5年度と比較した令和6年度の増加分		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(繰り越分を除く。)(b - c)	(f) 28,532 円	←
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額 (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g) 4,170,169 円	←
	(h)	
	(i)	
⑧ ベースアップの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない	実施した場合、ベースアップ率 #### 実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する福祉・介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + h の合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j) 63,035,158 円	←
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(k) 63,148,626 円	
(イ) 令和6年度の賃金改善額(再掲)	(l) 113,468 円	
(ウ) 令和6年4月・5月分の処遇改善臨時特例交付金の総額	(m) 0 円	
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(n) 58,619,489 円	←
(ア) 令和5年度の賃金の総額	(o) 58,699,531 円	
(イ) 令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(p) 61,770 円	
(ウ) 令和5年度の旧特定加算の総額	(q) 18,272 円	
(エ) 令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(r) 0 円	
(オ) 令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額	(s) 0 円	
(カ) 令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	(t) 円	

【記入上の注意】

- (o)には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (p)～(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づいて記入すること。(s)は、国民健康保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払通知書」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払内訳書」に基づいて記載すること。

- ②カ(ト)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。②カ(ト)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和6年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。



3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】 ※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①新加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の額	13,596 円	←	□
②新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する新たな賃金改善額(①の額以上となること)	7,059,582 円	←	(30672.03) % ← □
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の額(総額)	4,170,169 円	←	□

(2)月額賃金改善要件Ⅲ【旧ペア加算】※4・5月分のみ

□ **【令和6年4月・5月に新規にベースアップ等加算を算定する場合】**

□ **【令和6年4月・5月に既存のベースアップ等加算を算定する場合】**

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

□ **キャリアパス要件Ⅰ(新規)を記載する**

□ **キャリアパス要件Ⅱ(既存)を記載する**

□ **キャリアパス要件Ⅲ(新規)を記載する**

□ **キャリアパス要件Ⅳ(既存)を記載する**

(4) キャリアパス要件Ⅲ

計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

<input type="checkbox"/>	□ 事業計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。
<input type="checkbox"/>	□ ①実施する職務の名称とその職務の内容 ②実施する職務の名称とその職務の内容 ③実施する職務の名称とその職務の内容 ④実施する職務の名称とその職務の内容

(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ 次の基準を満たす。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定①」の期間について)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定②(期中移行)」の期間について)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)

⇒上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

- 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他()

(6) 職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施した事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。

	○ 判定
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修・受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する啓発研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ニーズ分析等による職場内コミュニケーションによる個々なり権利・介護職員の気分を踏まえた勤務環境や支援内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(7) その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかつた場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○ 本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。

記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

また、令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充て、万一期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。

令和 7 年 7 月 31 日 法人名 社会福祉法人神戸中央福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 郷 美千代

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について	
(1) 加算額以上の賃金改善を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
令和5年度と比較した令和6年度の増加分以上の新たな賃金改善を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことを誓約している	<input checked="" type="checkbox"/>
3 介護職員等処遇改善加算の要件について	
(1) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行っていること 福祉・介護職員について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること その他の職種について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。
(5) キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6) 職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること

別紙様式3-2 個票(令和6年4・5月分)

社会福利法人神戸申中福社会

旧処遇改善加算の加算額[円]	10,985 円
旧特定加算の加算額[円]	3,238 円
旧ベースアップ等加算の加算額[円]	0 円
うち、新規に算定する旧ベースアップ等加算の加算額[円] (別紙様式3-1・3(2)に記載)	0 円
令和6年更に算出した加算額[円] (旧3段加算の上位区分への移行によるもの)	0 円

【記入上の注意】

【記入上の注意】事業所は、下記の要領に依拠して記入すること。
■本基準に記載する事業所は、下記の要領に依拠して記入すること。
■事業所の初回登録は、国民健康保険区分から選択される。専門職等改組のお知らせに基づいて記入すること。

提出先 神戸市

別紙様式3-3 個票（令和6年6月以降分）

法人名 社会福祉法人神戸中央福祉会

新規算の加算額[円]	99,245 円
うち、新規に賃貸する旧ベースアッフ等加算相当の加算額[円] (別紙様式3-1-3(1)に記載)	13,596 円
令和6年度に賃貸した加算額[円] (令和6年度改定での加算率の引き上げ及び新加算への移行によるもの)	28,532 円

記入上の注意　本章では、事業所は、計画書の「別紙様式2-3」及び「別紙様式2-4」に記載した事業所と一致しなければならない。

新規算入(令)の算定 6年年度の算定 期間①	資金改善額が年額平8万円以上又は改善後の資金が年額440万円以上 となる者の数 新加算Ⅰ・Ⅱ・V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の算定を届け出した事業所数	0 1
新規算入(令)の算定 6年年度の算定 期間②(区 別)	資金改善額が年額平8万円以上又は改善後の資金が年額440万円以上 となる者の数 新加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出した事業所数	0 0

キャリアパス要件IVについて

⇒この欄が「×」の場合、別紙様式
3-1 3(5)に特別な事情を記入